

温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業 実施要領

1 目的

この実施要領は、地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱（平成22年3月12日付け、環地温発第100312002号。以下「要綱」という。）第4条第6項の規定に基づき、第4条第1項第2号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、中小企業や農林業等におけるオフセット・クレジット（J-VER）等創出の促進を図ることを目的とする。

2 用語

この実施要領における用語の定義は、別紙1に掲げるとおりとする。

3 事業の内容

(1) 対象事業の要件

補助の対象となる事業は、温室効果ガスの排出削減・吸収に係る事業であって、次のいずれかに該当するものであること。

オフセット・クレジット（J-VER）等を活用した地域興し事業

当該事業の実施を通じて地域の活性化を図るもの又は当該事業の実施を通じて認証・発行されるオフセット・クレジット（以下、「J-VER」という。）等を地域の活性化に活用するもの。

<要件>

(ア) 交付申請時にポジティブリストに掲載されている事業であること。

(イ) 地方公共団体、民間事業者等が協議会を設置又は活用して実施する事業であること。

新規排出削減・吸収分野開拓事業

新規適格性基準及び方法論の策定につながるもの。

<要件>

(ア) 交付申請時にポジティブリストに掲載されていない事業であること。

(イ) 「オフセット・クレジット（J-VER）創出モデル事業」において採択された下記の事業と同質ではないこと。

- ア 小水力発電による電力代替
 - イ 寒冷地におけるヒートポンプ・外気導入システムの利用
 - ウ 電子決済サービスを利用したレシートの発行量削減
 - エ 集中監視システム導入によるLPガスボンベの配送効率化
 - オ 高効率照明器具と反射板等の導入
 - カ リネンサプライ工場における高効率アイロン装備の導入
- (ウ) 環境省において適格性基準及び方法論の検討がなされている下記の事業と同質ではないこと。
- ア バイオガスコージェネレーション（食品廃棄物由来）
 - イ 薪ストーブの利用
 - ウ その他交付申請時に環境省において適格性基準及び方法論の検討がなされている事業

4 その他の細目

要綱及びこの実施要領のほか、事業主体は、環境省が定める「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則」に従わなければならない。

別紙1 用語の定義

用語	定義
オフセット・クレジット（J-VER）等	環境省が定める手続きに基づき環境省又は都道府県が認証・発行する国内の温室効果ガス排出削減・吸収量であって、環境省が設置する電子システム（登録簿システム）において管理されるもの
オフセット・クレジット（J-VER）制度	国内の温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度（平成 20 年 11 月 14 日 環境省）
ポジティブリスト	オフセット・クレジット（J-VER）制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト種類（タイプ）のリスト
適格性基準	プロジェクト種類ごとに定められるプロジェクト事業者がプロジェクトの申請に際して満たすべき要求事項。
方法論	ポジティブリストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法